

判決年月日	平成25年10月16日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成25年（ネ）第10052号		
○ アイドルグループのメンバーを被写体とする写真を同人に無断で書籍に掲載する行為がパブリシティ権を侵害するものとして不法行為法上違法となるとした原判決を是認した事例。			

（関連条文）民法709条，憲法13条

本件は，アイドルグループに所属する被控訴人らが，控訴人が被控訴人らを被写体とする多数の写真（本件各写真）を掲載した書籍（計12冊）（本件各書籍）を出版，販売し，これにより，被控訴人らの肖像等が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利（パブリシティ権）及びみだりに自己の容貌等を撮影されず，また，自己の容貌を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益が侵害されたと主張して，それぞれ，控訴人に対し，不法行為による損害金及び遅延損害金の支払を求めるとともに，上記侵害のいずれかに基づく書籍の出版及び販売の差止め並びにその廃棄を求める事案である。

原判決は，控訴人が本件各写真を本件各書籍に掲載する行為は被控訴人らのパブリシティ権を侵害するものであるとした上で，控訴人に対し，被控訴人らの各損害賠償請求及び遅延損害金請求の一部についての支払，本件各書籍の出版，販売の差止め及び廃棄を命じる限度で被控訴人らの請求を認容したので，控訴人がその敗訴部分につき控訴した。

本判決は，原判決と同様に，本件各書籍にコラム等の文章が掲載されているとしても，本件各写真の枚数やその取り扱い方，本件各写真とコラムとの関連性等の事情に照らすと，本件各書籍への本件各写真の掲載が，被控訴人らの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し，専ら上記被控訴人らの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものといえるとして，控訴人の行為につきパブリシティ権侵害を認めた。

その上で，本判決は，原判決が被控訴人らの各損害賠償請求及び遅延損害金請求の一部についての支払，本件各書籍の出版，販売の差止め及び廃棄を命じた点についても，これを是認した。